

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 11 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 16 件 |
| 国民年金関係 | 11 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から47年7月まで
② 昭和49年12月から51年5月まで
③ 昭和53年5月から54年9月まで

私は、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、それぞれ申立期間①及び②については納付事実が確認できない、申立期間③については国民年金保険料が還付されている、との回答をもらった。国民健康保険、税金及び国民年金保険料は、すべて滞納することなく納付して来ました。また、国民年金保険料が還付されたことになっているが、その覚えはありません。

当時、同じ世帯に夫の妹で、私と同級生であったA氏がおり、A氏が障害年金を受給することになった時、事情があり世帯を分離したが、その時国民年金保険料が納付不要となったA氏の記録を役場で消した際に、名前が似ていて同級生であった私の記録が間違っただけで消された可能性があると思われまます。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、当該期間について保険料が還付されたことが記載されており、還付金額も納付した保険料と一致している。

また、B町が保管する国民年金被保険者名簿（紙台帳）には、当該期間について納付された国民年金保険料が還付されたとするゴム印が押されている。

しかし、申立期間③のうち、昭和53年5月から54年3月までの期間に

については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びB町が保管する国民年金被保険者名簿（紙台帳）では、申立人は53年5月22日に強制加入していた国民年金被保険者の資格を喪失したことが記録されているが、その時点では申立人の夫は国民年金に加入しており、また、申立人は会社に勤務したことが無いとしているとともに、申立人が厚生年金保険に加入したことを確認できないことから、申立人が国民年金被保険者の資格を喪失する理由が見当たらない。

さらに、国民年金法（昭和60年改正前）の規定により、申立人の夫が厚生年金保険に加入した昭和53年8月1日の時点で、申立人は国民年金に任意加入したものとみなされることから、国民年金保険料を還付する理由が見当たらない。

一方、申立期間③のうち、昭和54年4月から同年9月までの期間については、申立人は厚生年金保険に加入している期間であることから、当該期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さはみられない。

申立期間①及び②については、申立人が国民年金保険料を納付していたとする関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年10月31日に払い出され、資格取得日が同年6月28日となっていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間である。

さらに、申立人は、申立期間当時、B町に居住しており、同町において別の国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金保険料を納付したとは考え難い。

加えて、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びB町が保管する国民年金被保険者名簿（紙台帳）では、国民年金保険料を納付したことを確認できない。

そのほか、申立人は、名前の似ている義妹が障害年金を受給することになり、国民年金保険料が納付不要となったときに間違っして申立人の記録が消去された可能性もあると主張しているが、社会保険庁の記録をみると、義妹の国民年金保険料の納付状況は的確に記録されているとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年5月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

この期間は妻が夫婦二人分の保険料を納付していたが、妻は納付とされているのに対し私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間9か月について申立期間以外に未納は無く、申立人の妻にも未納が無いことから、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は1か月と短期間であり、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付状況をみると、社会保険庁の記録により申立人及びその妻の納付日が明らかとなっている4か月すべてが同一日に納付されており、申立期間について申立人のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和44年に結婚したのを機に国民年金に加入した。

結婚後、夫が国民年金に未加入であることを知り、私が加入手続きを行い、その後は、夫と私の二人分を納付書によりA市の窓口又は銀行の窓口で納めていた。

私は、税金など納めなければならないものは、すべて納めてきた。

特に、昭和49年は娘を出産するため、納めなければならないものはすべてきちんと納めたと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き保険料の未納は無い上、結婚後、国民年金に未加入であった夫の加入手続きを行うなど国民年金の納付意識は高いものと推察される。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間①及び②ともに納付書が発行されていることが確認でき、納付意識の高い申立人が納付書を受け取りながら保険料を納付しないと考えるのは考え難い。

さらに、申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの期間及び50年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から47年3月まで
② 昭和47年7月から48年3月まで
③ 昭和49年4月から50年3月まで
④ 昭和50年7月から51年3月まで

昭和51年8月12日にA市B支所の窓口で、申立期間①の追納を勧められその場で3万9,000円納付した。領収書を請求したがもらえなかった。また、そのとき、数枚の納付書を渡され銀行に支払うよう指示されたので12月と3月に分けて納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納となっていた期間の保険料を昭和51年12月及び52年3月の2回に分けて納付したと主張しているところ、昭和48年度分の追納保険料（免除期間分）及び51年度分の現年度保険料を52年3月28日に納付したことを証する領収書を所持していることから、51年12月にも同様に未納期間分の保険料を納付した可能性が高く、その期間は、51年12月時点で時効消滅とならない申立期間③のうち49年10月から50年3月までの期間及び申立期間④と考えられる。

一方、申立期間①については、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びC市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、保険料免除の記録はなく、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和45年6月23日に払い出されていることから、その時点では昭和43年度分と

44年度分の保険料免除の申請はできない。

また、申立期間②及び申立期間③のうち昭和49年4月から同年9月までの期間については、申立人が納付したと主張する51年12月及び52年3月の時点では、時効により納付することができない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの期間及び50年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月16日から同年7月1日まで

私は、A社C営業所に勤務し、会社の命を受けて昭和39年6月17日から同年12月まで同社の本社で勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者資格が欠落している。この申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の詳細な記憶から判断すると、申立人は、申立期間について申立てに係る事業所に継続して勤務し(A社からD社に異動)、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年12月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 56 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出及び 57 年 4 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 1 日から 57 年 4 月 5 日まで

私は、申立期間は A 市にある B 社に勤めていましたが、この期間が厚生年金保険に未加入となっていることは納得がいきません。

給与明細書及び厚生年金基金加入員証を所持しているので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が保管している給与明細書及び B 社の「申立人が当時、正社員として勤務していた。」旨の回答から、申立人が申立期間当時同社に勤務していたことが確認できる。

また、B 社からの回答書及び申立人が所持している厚生年金基金加入員証により、申立人が同基金の加入員としての資格を昭和 56 年 8 月 1 日に取得し、57 年 4 月 5 日に喪失したことが確認できる。

さらに、事業所から「厚生年金保険及び厚生年金基金並びに健康保険組合に係る当時の事務処理は、原則として、複写式の届出様式により、同一内容のものが提出されていた。」との回答があり、当時使用されていたと思われる届出用紙は複写式であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 56 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 57 年 4 月 5 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、企業年金基金(旧厚生年金基金)からの回答から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和33年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月18日から33年9月1日まで

私は、申立期間は、A社本社からC市に開設する同社の営業所に派遣され、転勤していた期間であり、社会保険に継続して加入していません。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所からの回答書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間に継続してA社に勤務し（同社本社から同社D営業所に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年7月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主が、昭和32年8月18日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から33年8月までの保険料について

納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年7月10日に、C社における資格取得日に係る記録を47年3月11日に訂正し、46年7月の標準報酬月額を5万2,000円、47年3月の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、A社B事業所及びC社が申立人に係る申立期間①及び申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月10日から同年8月1日まで
② 昭和47年3月11日から同年4月1日まで

私は、昭和42年6月から47年3月までA社に勤務し、その間、本社からB事業所に転勤となりました。また、47年4月から51年12月までA社の系列事業所であるC社に勤務していました。

申立期間①は、会社内部の異動であり、申立期間②は、系列事業所への出向であるので、厚生年金保険の空白期間は無いはずですが、申立期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業所からの回答から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和46年7月10日にA社から同社B事業所に異動、47年3月11日に同社B事業所から関連会社C社に異動)、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年8月及び47年4月の社会保険事務所の記録から、申立期間①については5万2,000円、申立期間②については4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、16年4月から同年8月までは62万円、同年9月から同年12月までは59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年4月1日から17年1月1日まで

私は、平成9年4月1日から勤務していたA社を16年3月31日に退職したが、翌日の4月1日から同年12月31日まで引き続き同社で嘱託職員として勤務していた。

申立期間中、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、未加入というのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、賃金台帳及び証言、申立人が所持する給与明細書並びに雇用保険の記録により、申立人が申立てに係る事業所に申立期間継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳及び給与明細書から、平成16年4月から同年8月までは62万円、同年9月から同年12月までは59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、当該事業主は、「申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を給与から控除し、いったんは社会保険事務所に納付したが、事務手続のミスにより社会保険事務所から還付され、現在保管している」と証言していることから、当該事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から同年8月1日まで

A社に平成5年4月1日入社し、同年7月から正社員となり同年9月に退職した。正社員となった同年7月分及び8月分の給料から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録は8月のみであった。当時の給料支払明細書があるので、申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人が申立てに係る事業所に申立期間継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社。以下、同じ。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月26日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険加入期間について照会したところ、昭和29年6月26日に同社本社で資格喪失、同年7月1日に同社C支店で資格取得となっており、申立期間が空白となっていた。

私は、昭和29年4月1日に同社に採用になり、29年6月26日に本社からC支店に異動はしたが、63年8月31日まで継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和29年6月26日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社C支店における昭和29年7月の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から38年3月までの期間、39年10月から40年3月までの期間及び同年7月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年7月から38年3月まで
② 昭和39年10月から40年3月まで
③ 昭和40年7月から41年3月まで

私は、申立期間当時、保険料の申請免除をしていました。その1、2年後、生活に余裕ができ、納税組合長から免除期間の保険料を追納するように納付書もらったので、夫の分と一緒にA銀行B支店で納付しました。免除期間分の保険料を一括して追納しましたが、金額は覚えていません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の保険料を、夫の分と合わせて一括して追納したとしているが、申立期間について申立人の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する被保険者名簿（マイクロフィルム）及び社会保険事務所長からC市長への国民年金保険料追納通知書では、申立人の夫については、申立期間①は昭和46年3月22日に、申立期間②及び申立期間③は47年6月17日にそれぞれ追納していることが確認できるが、申立人の追納は確認できず、さらに、申立人と夫の納付状況を見ても、昭和38年度分に係る特例納付や、納付日を確認できる41年度のうち、42年1月から同年3月までの期間については納付日が異なり、必ずしも夫婦同一日に納付していない状況がうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間に係る追納は一回だけで、そのほか特例納

付制度による納付はしていないとしているが、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの保険料は、50 年 12 月 13 日に特例納付していることが確認でき、申立人の記憶は不明確である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月及び同年 4 月

私は、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっているとの回答をもらった。

定期検診の帰りに A 区役所 B 事務所で手続を行い、その時に昭和 47 年 3 月及び同年 4 月の 2 か月分を金額にして月 500 円ぐらい支払いました。支払については、きちんとした性格なので、わずか 2 か月だが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 区が保管している国民年金被保険者名簿の資格取得欄から昭和 47 年 5 月 30 日に任意加入していることが確認でき、同名簿の備考欄に「昭和 47. 5. 30 日再取得申出受付第 6 号」の記載があることから、この日に加入手続をしたと考えられる。また、任意加入では、さかのぼって加入することはできないことから、申立期間の納付書は発行されなかったと推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び C 市が保管している国民年金被保険者名簿でも申立期間は未加入となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、当該期間について保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、昭和49年3月末に退職し、翌月の4月に結婚しましたが、その直後に国民年金に加入し、夫が、夫と私の二人分の保険料を納付していました。夫は、40年間きちんと保険料を納付しており、私の分のみ納付していないはずは無いので、申立期間の国民年金の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が明確でない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月に払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、納付可能な期間についても、過年度納付をしたことを示す記録が確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 11 月までの期間、61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び平成元年 12 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から 60 年 11 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで
③ 平成元年 12 月から 2 年 3 月まで

申立期間について保険料申請免除期間であるとの回答を得た。

夫婦ともに保険料の申請免除をした覚えはなく、毎月、保険料を集金人に払っていた。後日領収書を受け取っていたが、現在残っていない。集金人の所属は分からない。当時は自営業をしており、生活には困っていなかった。申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた市には、当時国民年金保険料納付組合が組織され納付組合による国民年金保険料の納付が行われており、申立人は納付組合に加入していたことが確認できる。

しかし、当該組合は平成 14 年 4 月に廃止され、関係資料等は存在していないため、当時の納付状況等について確認することはできない。

また、当時の隣人からは、集金人は町内会長をしたこともあり 20 年ぐらい前に亡くなったとの証言があり、国民年金保険料の納付状況についての確認ができない。

さらに、3 回にわたって行政が間違っって申請免除したとも考えにくい。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は当時の保険料の納付金額の記憶も無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 11 月までの期間、61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び平成元年 12 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から 60 年 11 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで
③ 平成元年 12 月から 2 年 3 月まで

申立期間について保険料申請免除期間であるとの回答を得た。

夫婦ともに保険料の申請免除をした覚えはなく、毎月、保険料を集金人に払っていた。後日領収書を受け取っていたが、現在残っていない。集金人の所属は分からない。当時は自営業をしており、生活には困っていなかった。申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた市には、当時国民年金保険料納付組合が組織され納付組合による国民年金保険料の納付が行われており、申立人は納付組合に加入していたことが確認できる。

しかし、当該組合は平成 14 年 4 月に廃止され、関係資料等は存在していないため、当時の納付状況等について確認することはできない。

また、当時の隣人からは、集金人は町内会長をしたこともあり 20 年ぐらい前に亡くなったとの証言があり、国民年金保険料の納付状況についての確認ができない。

さらに、3 回にわたって行政が間違っって申請免除したとも考えにくい。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は当時の保険料の納付金額の記憶も無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月から50年3月まで
申立期間の国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
私は、国民健康保険加入時に国民年金にも加入して保険料を納付した。市役所から納付書が届き、近くの郵便局や銀行で納付していたので、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が昭和50年11月26日であり、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると資格取得日が同年4月1日となっていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年9月まで

私は、18歳から結婚するまでA区で住み込みの家事手伝いをしていた。年金制度が始まった時、区役所から国民年金加入の通知が来たので、私が区役所に行って加入の手続をした。国民年金手帳はもらわなかったが、私が区役所に行って国民年金保険料を納めたのを覚えている。そのときの領収書は2、3年前に捨ててしまったので無い。

申立期間は、国民年金に加入し保険料を納めていたのだから未加入期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が昭和39年3月31日であり、国民年金被保険者台帳によると資格取得日が38年10月22日となっていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、A区において国民年金に加入し国民年金保険料を納付したと主張しているが、A区に照会したところ、申立人が主張する年金手帳の交付、保険料の納付方法、転居、転出時の年金手帳の取扱い等について、A区が説明する実施方法と一致せず、国民年金保険料を納付してい

たことを裏付ける事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、保険料の納付事実が確認できなかったとの回答があった。

この期間は経済的に余裕があったので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても納付時期や納付金額等についての記憶が不明瞭である。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳には、申立人の国民年金加入資格は昭和 58 年 4 月 27 日に喪失した記録があることから、申立期間は未加入期間となり、納付書の発行は行われず、納付勧奨は無かったと推察され、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年2月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から3年2月まで
私は、老後の年金の受給額を増やしたいと考え、任意加入した。

60歳以降に国民年金に加入することができることは知っていたが、私は慎重な性格で、加入後に納めることができなくなるのは嫌だったので、4年間の保険料であれば確実に納めることができると思い、60歳に到達した時から1年待って、平成2年3月に加入した。

保険料は、A市B区役所に現金で納めた。毎月納めていたと思うが、まとめて納めたときもあったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年3月にA市B区役所で国民年金に任意加入し、保険料を現金で納付したと主張しているが、A市が保管する国民年金被保険者名簿(電子データ)によれば、申立人は、3年3月27日に任意加入により資格を再取得したものとされており、申立期間については未加入の期間であったことから、保険料を納付することができない。

また、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間について任意加入したこと及びその保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料(付加保険料を含む。)を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年5月までの期間、45年7月から50年7月までの期間及び60年6月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から40年5月まで
② 昭和45年7月から50年7月まで
③ 昭和60年6月から61年3月まで

申立期間①については、町内会の班長をしていたとき、会長に一人でも多くの人に加わってもらおうよう勧めてくださいと頼まれ、子供を負ぶって一軒ずつ歩いて自分を含めて3人で加入した。

申立期間②については、A市に転居し、納付書が来て銀行で納めたと思う。

申立期間③については、納付書でB銀行に納めたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間①については、申立人が所持する年金手帳には初めて被保険者となった日として昭和40年6月15日と記載されており、これはA市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び社会保険庁のオンライン記録における資格取得日と一致する。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の手帳記号番号は昭和40年6月25日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫は共済年金に加入中であったため、申立人が国民年

金に加入するとすれば任意加入となり、さかのぼって資格を取得することはできない。

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は昭和 41 年 6 月 1 日に資格を喪失しているところ、申立人が所持する年金手帳には、その後に被保険者となった日として昭和 50 年 8 月 1 日と記載されており、A 市が保管する国民年金被保険者名簿でも同日に任意加入で資格を再取得している記録となっている。

申立期間③については、申立人が所持する年金手帳には、被保険者でなくなった日として昭和 60 年 6 月 22 日と記載されており、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致する上、申立人も市役所へ行き国民年金の資格喪失の届出をしたことを記憶している。

したがって、申立期間①、②及び③は、国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月、同年 8 月から同年 9 月までの期間、46 年 12 月から 47 年 2 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月
② 昭和 45 年 8 月から同年 9 月まで
③ 昭和 46 年 12 月から 47 年 2 月まで
④ 昭和 59 年 1 月から同年 12 月まで

国民年金保険料は、制度発足当初からすべて納付していた。

特に、昭和 46 年 12 月会社を退職後に、A 市発行の納付書で納めた記憶があるが、47 年 3 月分が納付されているのに、その前の 3 か月分が未納になっていることが、自分には理解できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①、②、③及び④については、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間のいずれも平成 2 年 7 月 20 日に国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加、訂正されたことにより生じた国民年金加入期間であり、それ以前は未加入期間として扱われていたことから、国民年金保険料の納付書発行及び納付勧奨は行われなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から同年 10 月まで

私は、申立期間について、A社に勤務していた。中学校を卒業し最初に勤務した事業所であり、他の従業員と一緒に働いていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間について、申立人から提出された、社員旅行の写真及び同僚名簿並びに同期生である同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは確認できるが、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の記録は見当たらない上、健康保険被保険者証の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が入社する際の紹介者であるとする元社員、及び申立期間厚生年金保険に係る事務を担当していた元事務員は、「雇用保険については、入社と同時期に加入手続をしたが、健康保険及び厚生年金保険の加入手続は、申立人のように途中入社した者については、試用期間の勤務状況、及び本人の勤務継続の意思を確認した後に加入の手続をした。」と証言をしており、申立人は試用期間に退職した可能性がある。

加えて、当該事業所は、平成 10 年に倒産していることから、申立人の雇用や保険料控除の事実を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月ごろから 40 年 10 月ごろまで
② 昭和 41 年 1 月ごろから 42 年 4 月ごろまで

私は、昭和 39 年 9 月ごろから 40 年 10 月ごろまでA社に、41 年 1 月ごろから 42 年 4 月ごろまでB社に勤務していた。いずれの事業所でも毎月給与から、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する当該事業所の「所在地」や社長の「名前」から、申立人が、A社及びB社に勤務していたことは、推認できる。しかし、申立人が、両事業所とも入退社が一緒だったとする同級生は申立てに係る両事業所における厚生年金保険被保険者記録は無く、所在も不明であるため証言を得ることもできない。

また、申立期間①のA社は、社会保険庁の記録から新規に適用事業所となったのが、昭和 43 年 7 月 1 日であり、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立期間②のB社においては、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票では、申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番は無い上、当該事業所は昭和 49 年に解散しており、申立人の雇用や保険料の控除の事実を確認することができない。

加えて、申立期間①及び②について厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月ごろから 52 年 5 月 15 日まで

A社で働いた期間の厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、「加入者名簿に被保険者記録がありませんでした」との回答があった。

仕事場は自宅から自転車で通える距離だったこともあり、昭和 49 年春から仕事を始めた。

A社には一度も行ったことが無いが、面接は仕事場で行われ、給料日等にはA社の職員が来ていたことを覚えている。

当時の関係資料は何も残っていないが、その間、健康保険証も持っており、給料からも厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時一緒に働いていたとする複数の同僚が、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、申立人は当該事業所に勤務していたものと推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が申立期間当時の同僚とする者のうち、複数の者は当該事業所に入社したとする日より約1年後に被保険者資格を取得しており、かつ、別の同僚は当該事業所における被保険者記録が無いことから、当時の当該事業所では厚生年金保険の加入の取扱いについて、従業員ごとに区別していたことがうかがえる。

さらに、B社（旧A社）には申立期間当時の資料は保存されておらず、

また、申立人が申立期間当時に当該事業所で一緒に働いていたとする同僚は既に死亡又は連絡先不明であり、ほかに当時の状況を聴取できる同僚等は見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、保険料納付状況は1か月の未納期間がある以外は申請免除となっており、また、社会保険事務所が保管している当該事業所の被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月から28年4月ごろまで
② 昭和28年4月ごろから29年4月ごろまで
③ 昭和32年6月から34年6月まで

私は、昭和27年10月に、A社B作業所に就職し、C地内の現場で働いた。その後、28年4月ごろ現場の所長から言われてD出張所に転勤し、E地内の現場で働き29年4月ごろに退社した。また、32年6月から34年6月まで、F社G出張所に就職しH地内の現場で働いた。

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を確認したところ、これらの期間の記録が無いとの回答があった。しかし、「調査しましたが、記録無し、名簿無し」という回答では納得できないのでもう一度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容を確認したところ、申立人が申立期間①、②及び③の期間、当該3事業所に勤務していたことは推定できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無い上、厚生年金保険料の控除の有無について申立人の記憶も不明確である。

また、申立人が勤務していたとする当該3事業所とも社会保険庁の記録を確認したが、厚生年金保険適用事業所となっておらず、3事業所を管轄するA社I支店、同本社及びF社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認するも、申立人が申立期間①、②及び③に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②についてA社から、「作業員については、比

較的短期間で働く者が多く、長期雇用を前提とした雇用契約ではなかったため、健康保険の加入手続はしたが厚生年金保険には加入させていなかったと思う。申立人及び同僚4名の氏名は社員名簿に記載されておらず、現場係採用の雇用形態だったと思われる。」との証言があったほか、申立期間①に係るA社B作業所での同僚からも、「私も当時は厚生年金保険には加入していなかった。作業員と社員には厚生年金保険の加入に関して差があったと聞いている。私は試験を受けて昭和33年にA社の社員になり、その時点で厚生年金保険に加入できた。」との証言を得ている。

加えて、申立期間③についてF社から、「作業主任者が採用した現場作業員は正社員ではなく、健康保険の加入手続はしたが厚生年金保険には加入させていなかった。」との証言があったほか、申立期間当時の同僚からも、「現場の作業員にはランクがあり、一般の現場作業員がすぐに厚生年金保険に入ることはなかった。」との証言を得ている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 3 日から 45 年 3 月 1 日まで
申立期間については脱退手当金を支給したとされている。

申立期間はA社に勤務して厚生年金保険に加入しており、脱退手当金を受け取った記憶が無い。

その後勤務したB社では、退職時に脱退手当金を受け取った記憶があるが、A社については受け取った記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 47 年 11 月 14 日が支給決定日である脱退手当金を受給したことを認めているところ、脱退手当金を受給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものである。もっとも、申立人については、C事業所における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金算定の基礎とされていないが、この点を除けば、同日に支給決定された脱退手当金は、申立期間を含んだ厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算されており、その支給額に計算上の誤りは無い。また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が付されているとともに、申立期間の脱退手当金は、B社に係る厚生年金保険資格喪失日（昭和 47 年 9 月 1 日）から約 2 か月後の 47 年 11 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、上記のとおり、申立人については、申立期間の脱退手当金の支給決定日以前に、その計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間が存在するが、同被保険者期間は、その脱退手当金の計算の基礎とされている被保険者期間と異なった被保険者番号で管理されていたことから脱退手当金の計算の基礎とされなかった可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。